

外国 P E P s とは

1. 次の「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- ①国家元首
 - ②我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
 - ③我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ④我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ⑤我が国における特命全権大使・特命全権公使・特派大使・政府代表又は全権委任に相当する職
 - ⑥我が国における統合幕僚長・統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
 - ⑦中央銀行の役員
 - ⑧予算について国会の決議を経て、又は承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記 1 に掲げる者の家族（配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、配偶者（事実婚を含む）の父母及び子供）
- * 詳しくは下図（関係図）でご確認ください。

関係図

